旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが24件あった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 | | Ａ | 茨城県 | 令和４年４月16日  及び同月17日 | 32,780円 | 令和４年５月17日 | | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 1,720円 | 令和４年７月29日 | | 三重県 | 令和４年９月13日 | 5,860円 | 令和４年９月29日 | | Ｂ | 茨城県 | 令和４年５月10日  から12月９日まで | 904,161円 | 令和４年５月２日 | | Ｃ | 茨城県 | 令和４年５月15日  から同月27日まで | 44,810円 | 令和４年６月15日 | | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,680円 | 令和４年７月29日 | | Ｄ | 茨城県 | 令和４年６月１日  から同月10日まで | 36,790円 | 令和４年６月15日 | | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,800円 | 令和４年７月29日 | | 東京都 | 令和４年９月29日  及び同月30日 | 39,160円 | 令和４年９月30日 | | Ｅ | 群馬県 | 令和４年６月19日  から同月21日まで | 52,680円 | 令和４年８月16日 | | Ｆ | 茨城県 | 令和４年７月５日  から同月15日まで | 36,660円 | 令和４年８月12日 | | Ｇ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,760円 | 令和４年７月29日 | | Ｈ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,540円 | 令和４年７月29日 | | 茨城県 | 令和４年10月３日  から同月７日まで | 33,220円 | 令和４年10月４日 | | Ｉ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,640円 | 令和４年７月29日 | | Ｊ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,860円 | 令和４年７月29日 | | 東京都 | 令和４年８月２日  から同月４日まで | 48,500円 | 令和４年８月３日 | | 東京都 | 令和４年９月29日  及び同月30日 | 39,160円 | 令和４年９月30日 | | 茨城県 | 令和４年10月10日  から同月14日まで | 40,990円 | 令和４年10月12日 | | Ｋ | 滋賀県 | 令和４年７月20日 | 2,540円 | 令和４年７月29日 | | Ｌ | 兵庫県姫路市 | 令和４年８月31日 | 380円 | 令和４年９月７日 | | Ｍ | 東京都 | 令和４年10月12日  から同月14日まで | 44,740円 | 令和４年10月13日 | | 茨城県 | 令和４年10月24日  から同月28日まで | 32,860円 | 令和４年11月７日 | | Ｎ | 茨城県 | 令和４年10月17日  から同月21日まで | 31,160円 | 令和４年10月21日 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月５日）